

九州支部シンポジウム(Web)

「流域治水における農業農村工学分野の貢献と課題」

# 流域治水における 土地利用計画と地域コミュニティ

---

2021年11月11日

広田純一

(NPO法人いわて地域づくり支援センター代表理事, 岩手大学名誉教授)

# 今日のお話

- 流域治水において、土地利用の誘導と規制はいかになされようとしているか？
- 流域治水において、地域コミュニティはいかなる貢献を果たしているか？
- 農業農村分野はどのように関わっていけるか？

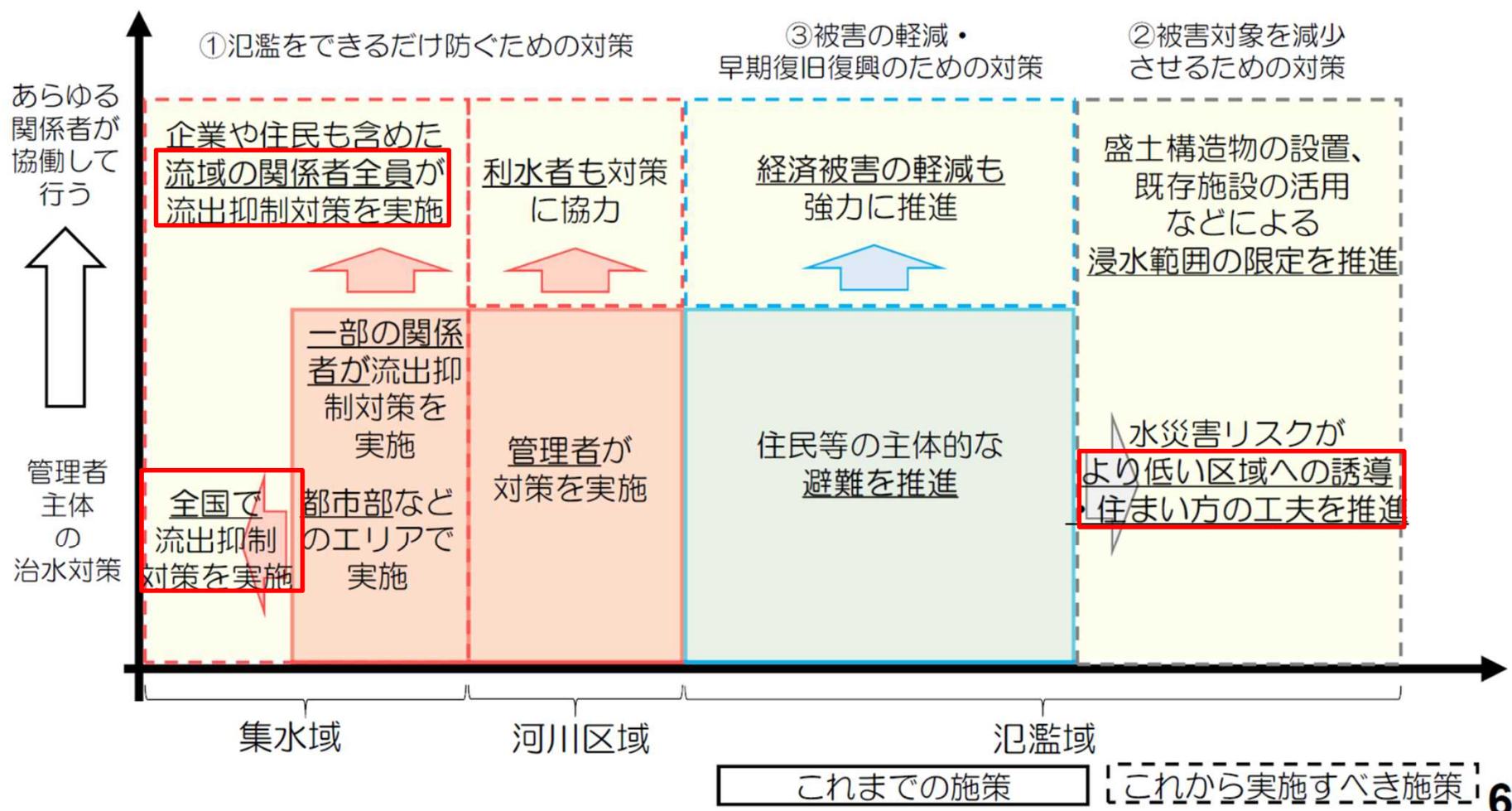
# 「流域治水」の考え方

- ①【氾濫をできるだけ防ぐための対策】
  - ・ 氾濫を防ぐ堤防等の治水施設や**流域の貯留施設等整備**(→**ため池や水田**)
- ②【被害対象を減少させるための対策】
  - ・ 氾濫した場合を想定して、被害を回避するための**まちづくりや住まい方の工夫等**
- ③【被害の軽減・早期復旧・復興のための対策】
  - ・ 氾濫の発生に際し、確実な避難や**経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策**

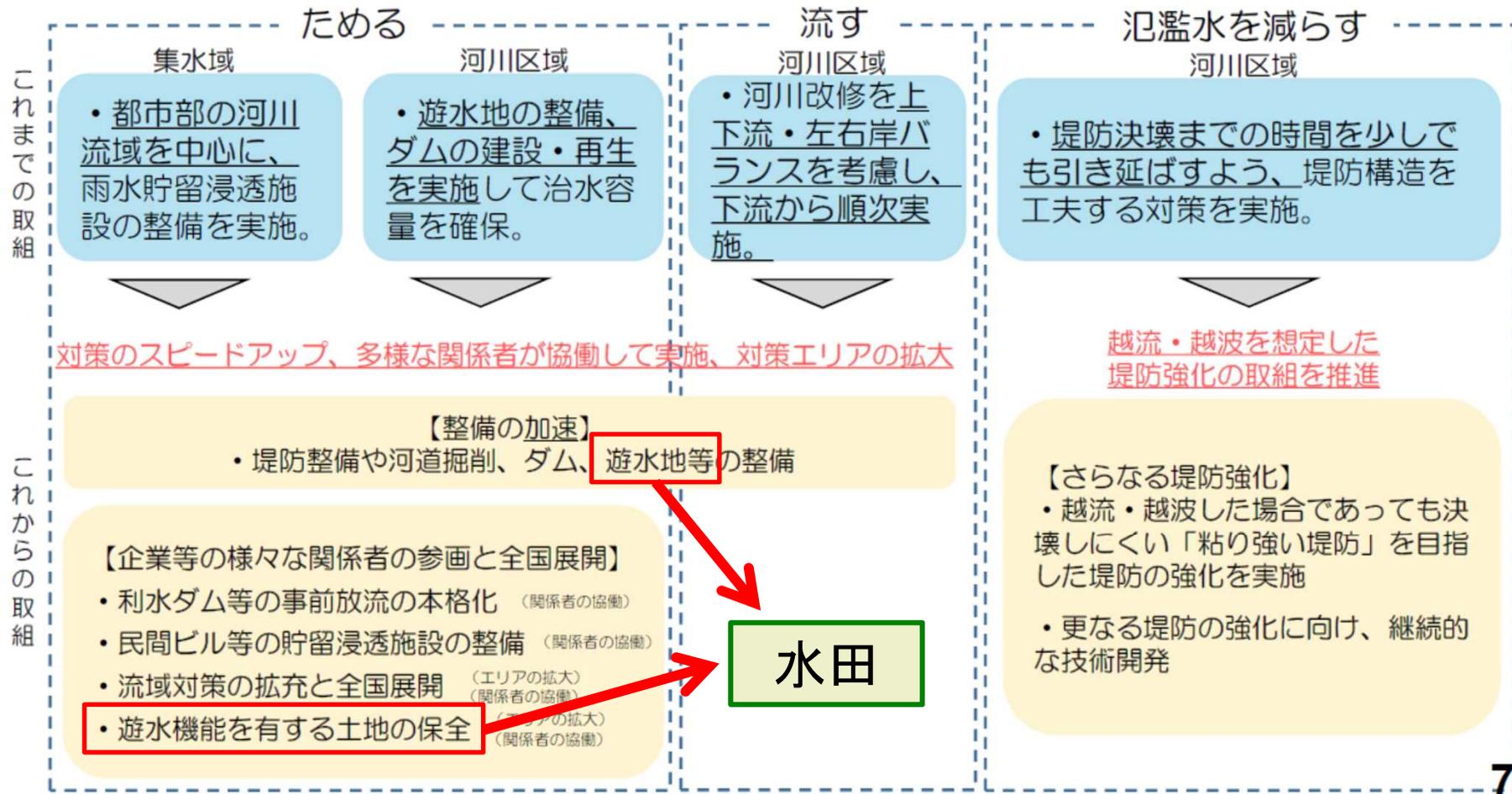


社会資本整備審議会「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」答申概要資料(令和2年7月)

# これまでの施策とこれから実施すべき施策



# ① 氾濫をできるだけ防ぐための対策



# 遊水地と田んぼダム

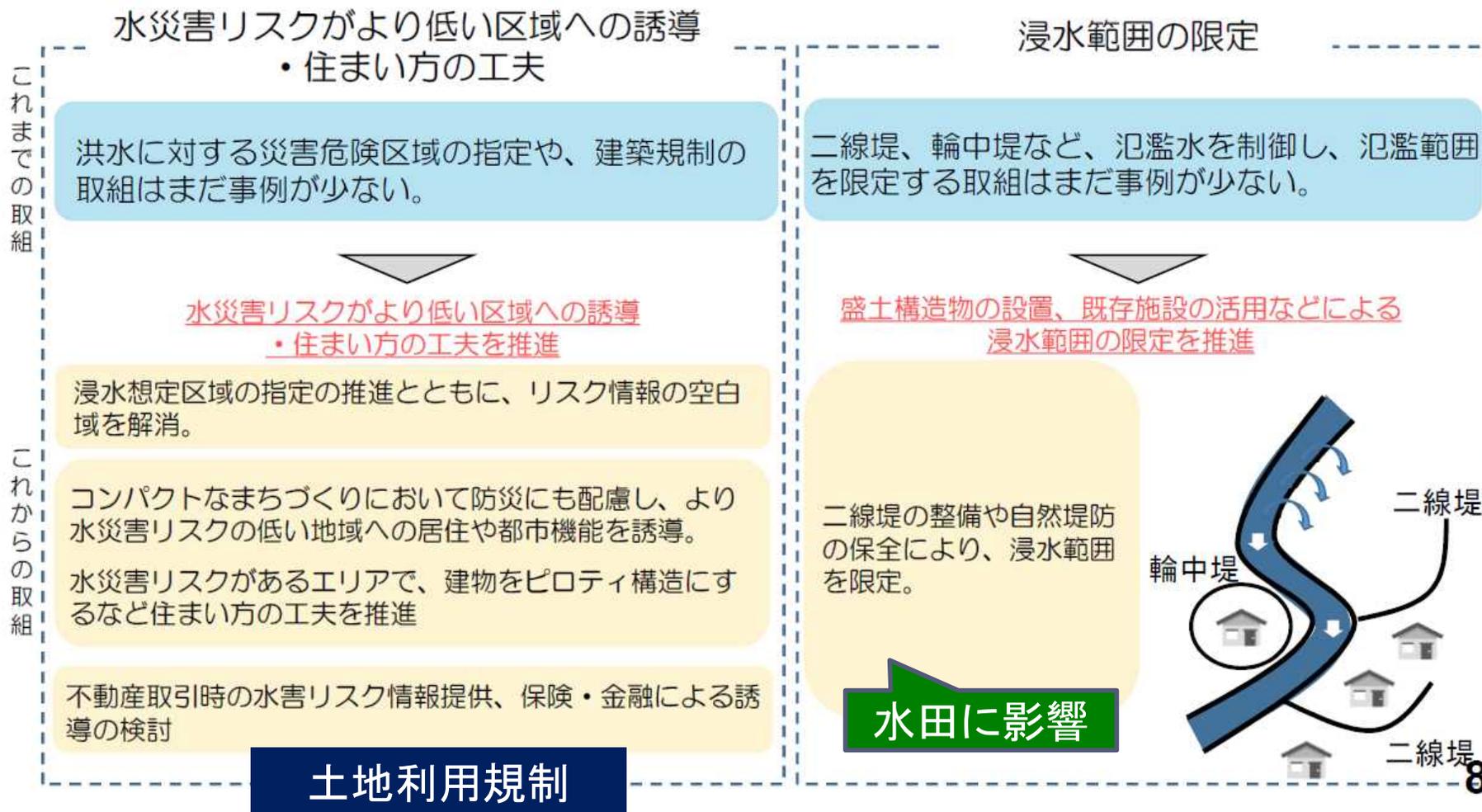
## 遊水地

- 洪水時に、河川から水を流入させて一時的に貯留し、流量の調節を行う池・湖沼。また、同様の目的で使う空き地・原野など。
- 農地を遊水地とするには、一般に**地役権**を設定して、**一定の補償**を行う。（堤内地と堤外地の価格差を補償）

## 田んぼダム

- 田んぼに降った雨を、排水口を絞ることで、豪雨時に雨水を一時的に田んぼに貯留するもの。
- 農地所有者・利用者が**自主的に行う取り組み**であり、特段の補償や助成等はないが、**取り組みへのインセンティブ**は必要。

## ②被害対象を減少させるための対策



# 土地利用規制の手法

- **災害危険区域**（建築基準法）
  - 建築基準法第39条の規定に基づき、地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる制度
  - 津波の設定例が多く、洪水の設定例は少ない →次ページ
- **居住誘導区域**（都市再生特別措置法）
  - 都市再生を図るため、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。
  - 居住誘導区域外においては、3戸以上の住宅等の新改築や住宅等への用途変更、またはそのための開発行為(0.1ha以上)を行なおうとする場合には、市町村長に届け出なければならない。届出に係る行為が住宅等の立地誘導に支障がある場合には、市町村長は立地適正化のための勧告をすることができる。
  - R2年改正で、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、防災・減災の観点からの強化が図られる。→後述



# 居住誘導区域による開発抑制等

## ◆災害ハザードエリアにおける開発抑制

### ・災害レッドゾーン

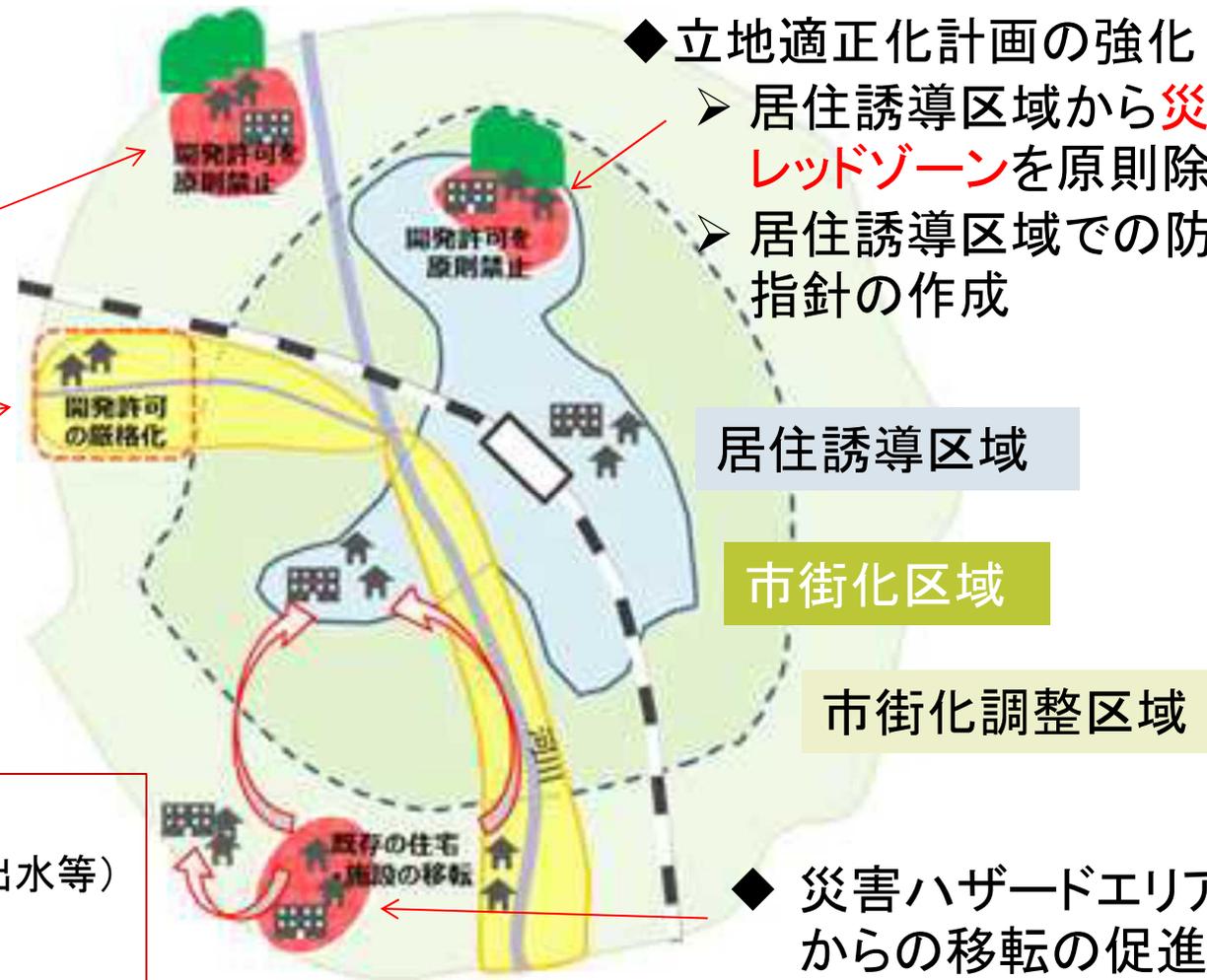
- 自己の業務用施設の開発を原則禁止

### ・浸水ハザードエリア等

- 調整区域での開発許可の厳格化

## レッドゾーン

- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



## ◆立地適正化計画の強化

- 居住誘導区域から**災害レッドゾーン**を原則除外
- 居住誘導区域での防災指針の作成

居住誘導区域

市街化区域

市街化調整区域

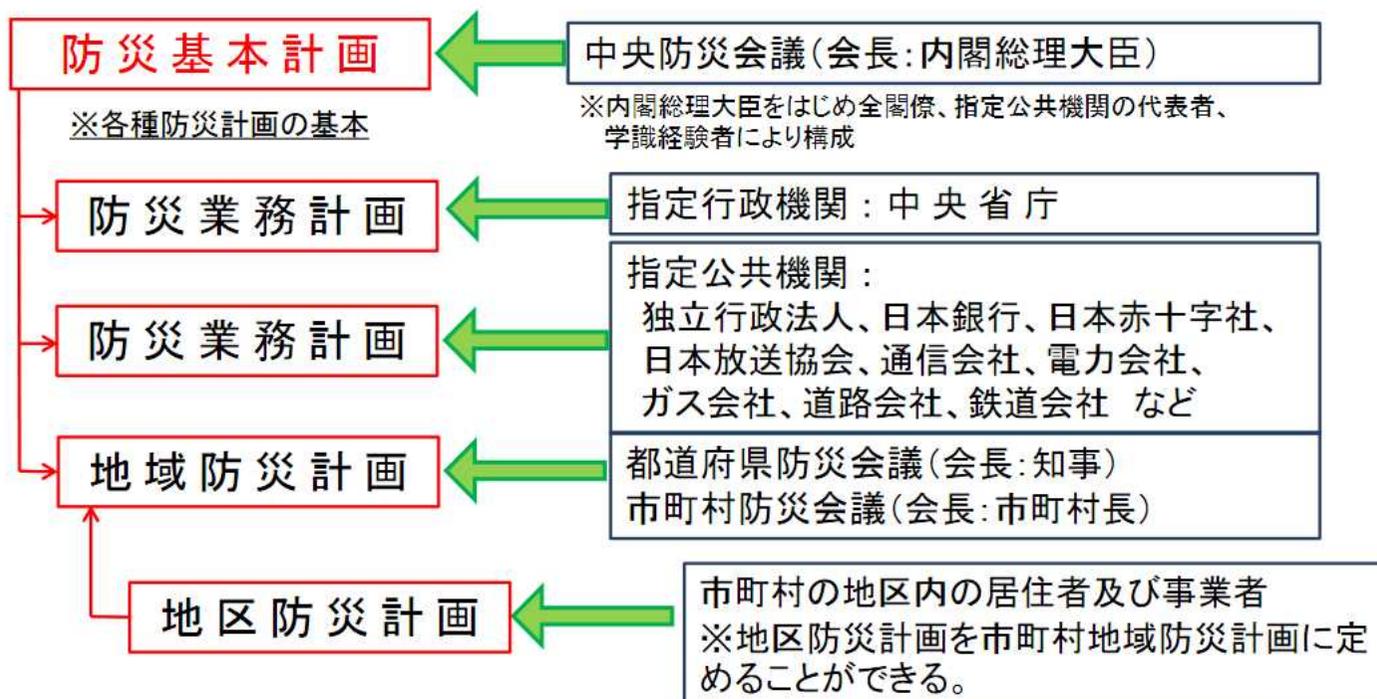
## ◆災害ハザードエリアからの移転の促進

国土交通省「災害ハザードエリアに係る土地利用の課題と対応方策」(R3年3月5日)の図を一部改変。

# 防災計画の体系

## 防災基本計画について

- 防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、防災業務計画や地域防災計画の基本となるもの
- 指定行政機関・指定公共機関は防災業務計画を、都道府県・市町村防災会議は地域防災計画を、居住者及び事業者は地区防災計画を作成



# 地区防災計画

内閣府(2016):  
「地区防災計画」  
の制度概要につ  
いて

**災害**が起きたら、あなたはどうしますか？

～みんなで地区防災～



**地震・火災**  
阪神淡路大震災

生死を分けるタイムリミットは

**72時間**

**津波**  
東日本大震災

# 自主防災組織

- 自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」(第2条の2第2号)として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。  
(消防庁「自主防災組織の手引ー コミュニティと安心・安全なまちづくりー」)
- 既存の住民自治組織(自治会・町内会)では難しい？

# 昔と今の地域コミュニティ

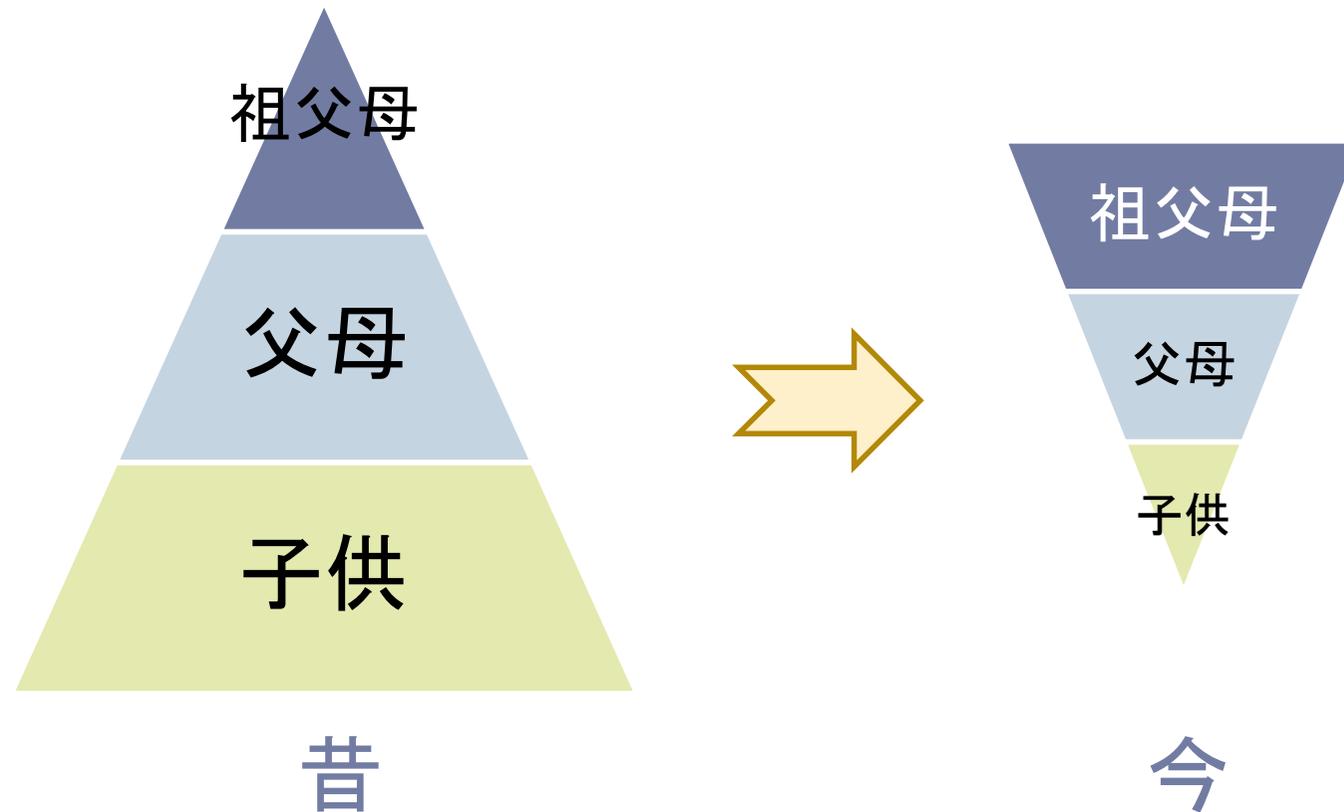
## 昔のコミュニティ

- 老若男女みなが顔見知り
- 住民同士の協議と実践の場が自然にあった。
  - とくに農村は、住民同士が協力しなければ生きていけなかった。
- 良くも悪くも「結びつき」が強く、地域力は強かった。

## 今のコミュニティ

- 顔見知りでない人が増えた
- 住民同士の協議と実践の場が著しく減った。
  - 農村でさえ、住民同士の協力がなくても生きていけるようになった。
- 住民の「結びつき」が弱まり、地域力が低下した。

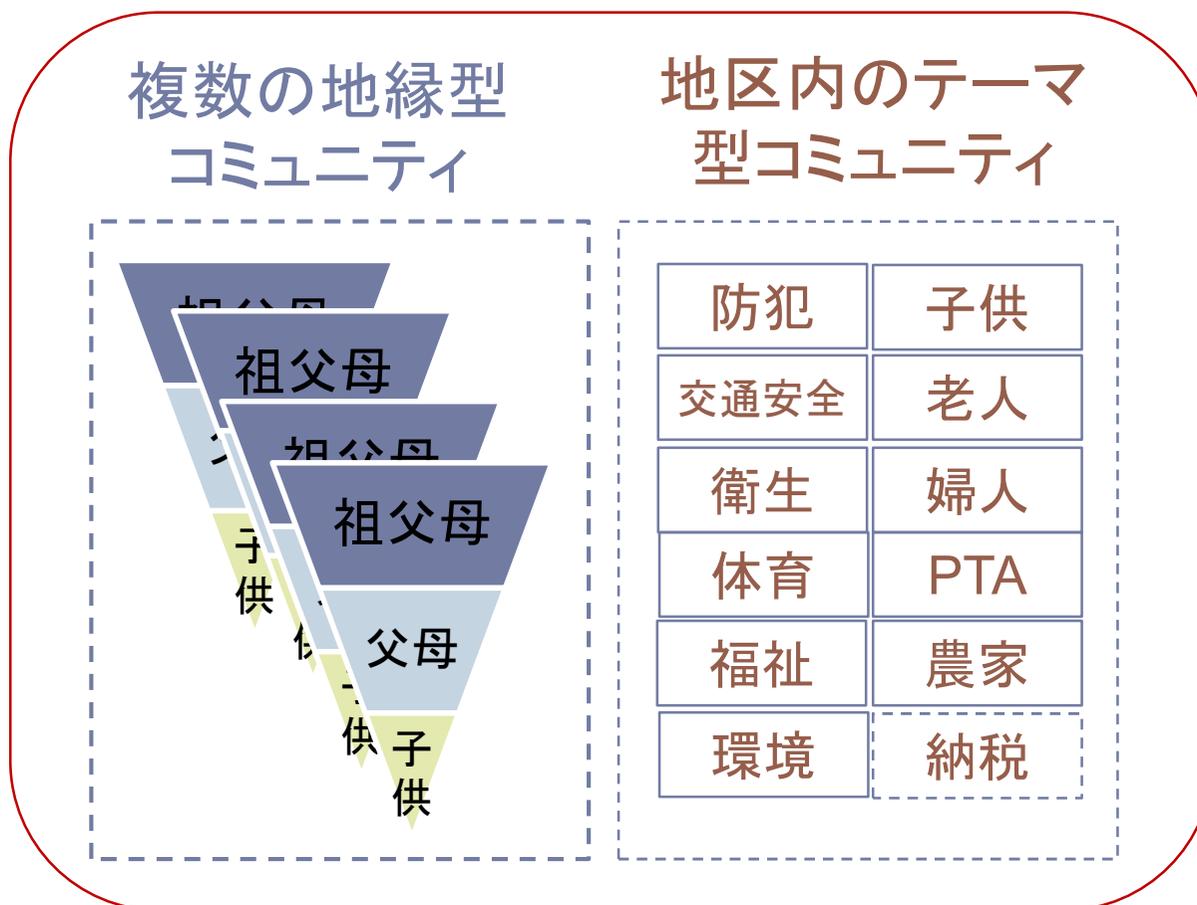
## 地域の人口構成の昔と今



地域の課題も変化。  
地域の組織と活動が昔のままではない。

# 地域コミュニティの構造変化とその対応

## 再編・統合

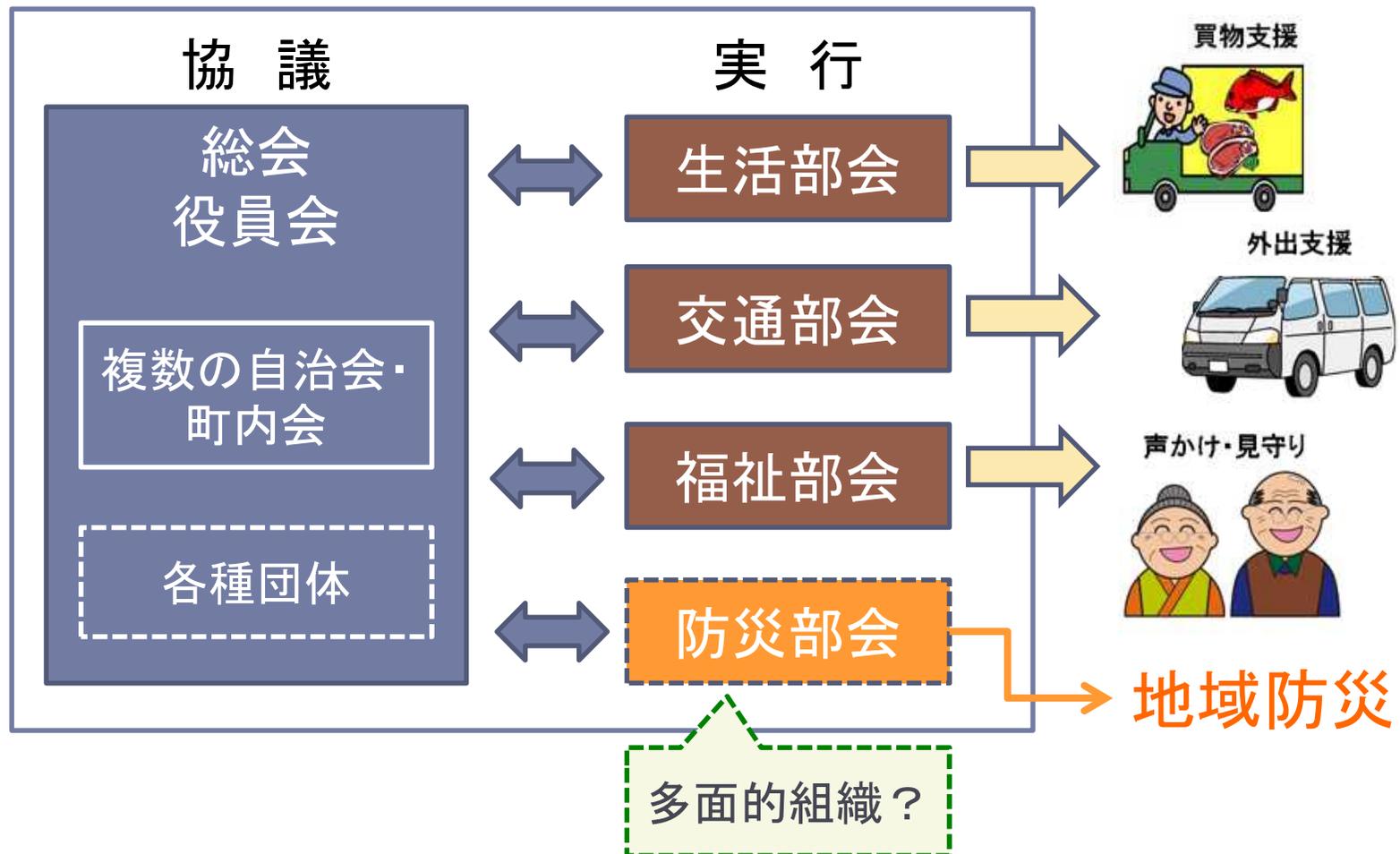


課題解決型の  
地域運営組織へ

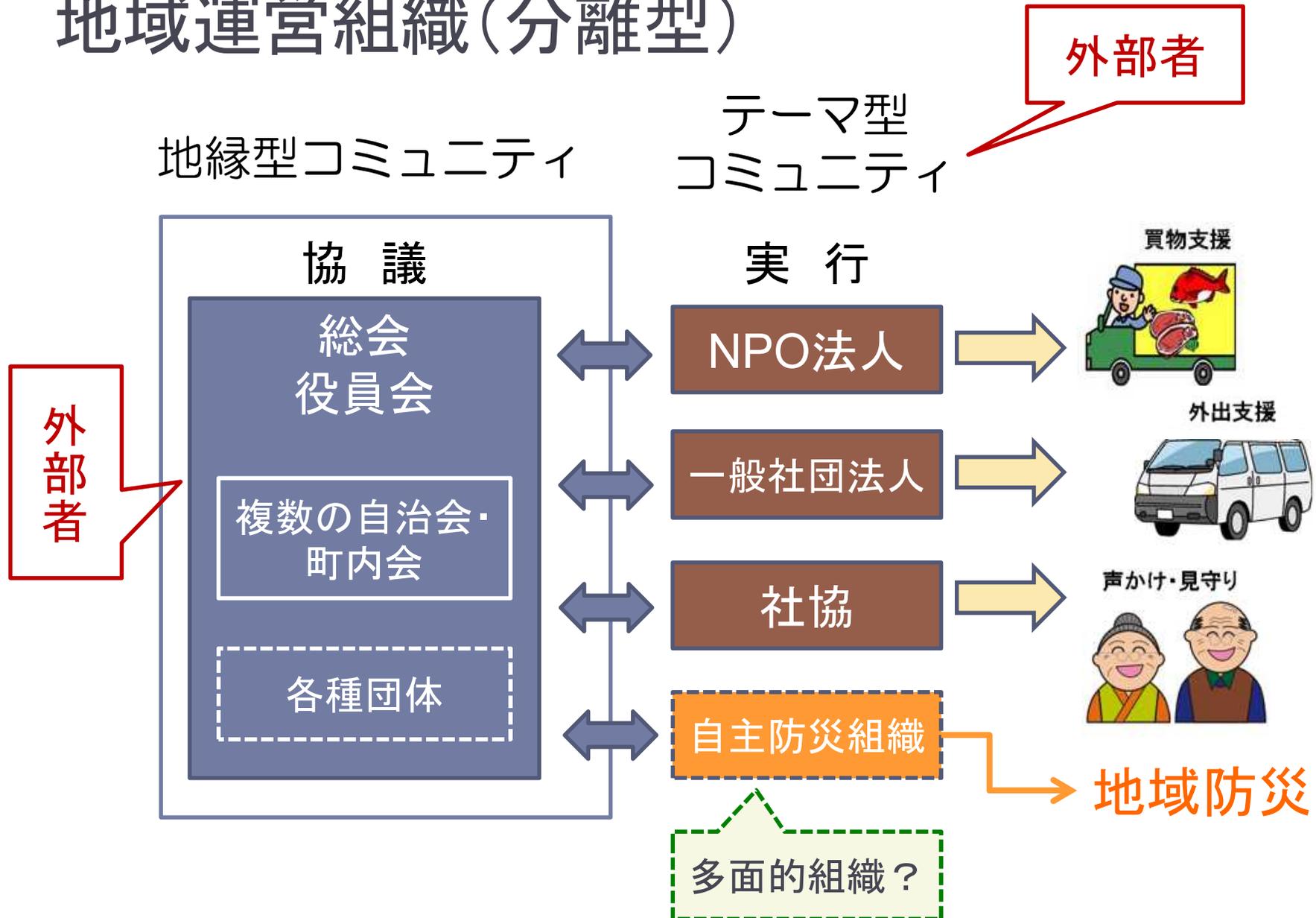
概ね小学校区

# 地域運営組織(統合型)

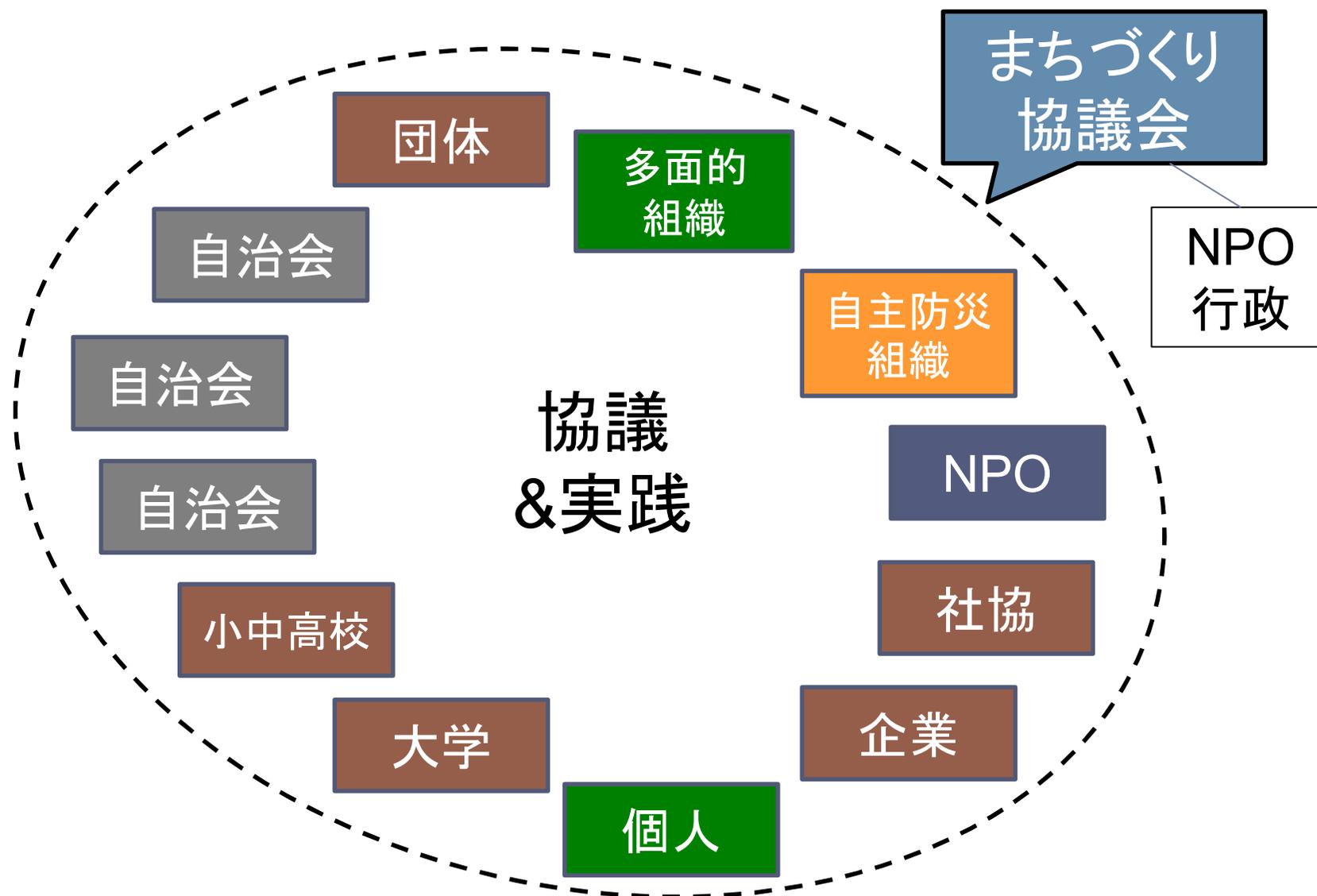
## 地縁型コミュニティ



# 地域運営組織(分離型)



# 地域運営組織（ネットワーク型）



# 農業農村分野の関わり

- 水田・ため池の管理・整備
- 多面的機能組織・中山間地域組織を通じた関わり
- その他